

集団的自衛権明記の解釈改憲

閣議決定許せん

最終案=海外での武力行使が無限定可能

安倍政権は7月1日、集団的自衛権の行使を容認して解釈で憲法を変える閣議決定を強行する構えです。この閣議決定最終案について、公明党は30日、会議を開き執行部に対応を一任し、行使容認を受け入れる方針を決めました。これを受け、政府は1日午後の臨時閣議で容認を決定した後、安倍晋三首相が記者会見で憲法解釈変更の理由を説明します。しかしこれは、従来の政府解釈を180度ひっくり返して、「海外で戦争をする国」づくりに走ろうとするものです。この安倍政権の暴走に対し、30日夜、官邸前の抗議行動に多数の若者が結集したように、国民的決起が始まりつつあります。

最終案は、(1)個別的自衛権の緩和(2)海外での戦地派兵の拡大(3)集団的自衛権と軍事的な集団安全保障措置の容認—の3本柱で構成され、解釈変更に伴う今後の法整備に言及。いずれも地理的な歯止めはありません。

解釈改憲の根幹部分となる(3)では、日本への攻撃がなくても、「密接な関係にある他国に対する武力攻撃」で「日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」と時の内閣が判断すれば、武力行使は「憲法上許容される」と結論づけました。また、「国際法上は集団的自衛権が根拠となる場合がある」と明記しました。

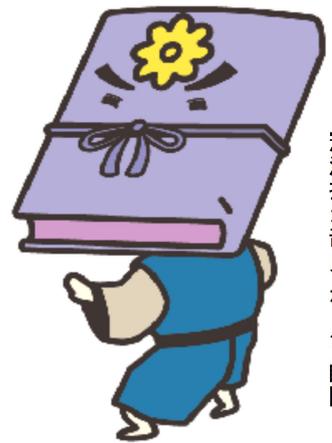
現行の政府見解は、自衛隊の武力行使を「日本への急迫不正の侵害（武力攻撃）」に限定しており、他国の武力行使に参戦する集団的自衛権の行使は憲法上禁じています。

多国籍軍への参加に道を開く集団安全保障での武力行使については、直接言及していません。しかし、国会説明用に政府が作成した想定問答集では、「（集団的自衛権を容認する）武力行使の新3要件を満たせば憲法上許されないわけではない」として容認していることが判明。国民、国会に対して何の説明も示さないまま、戦後60年余り維持されてきた憲法解釈をわずか1カ月半の与党密室協議で覆そうとしています。

また、(2)の柱では、「後方地域」や「非戦闘地域」に限るとしてきた“歯止め”を外し、自衛隊を「戦地」に派兵し、戦闘に直結する後方支援も実施可能にしています。

これに対して、100を超える地方議会から反対や慎重な対応を求める決議・意見書が相次いで可決されるなど、反対世論が急速に広がっています。

日本共産党



©カクサン部！
憲法担当部員・ポケケ師匠

閣議決定最終案の骨子

- 1、個別的自衛権の緩和
 - ・平時における自衛隊出動要件の緩和
 - ・平時における米軍部隊の防護
- 2、国際社会への軍事貢献
 - ・「戦闘地域」での他国軍支援
 - ・PKOでの他国部隊の「駆けつけ警護」
- 3、海外での武力行使の全面解禁
 - ・集団的自衛権の行使容認
 - ・（武力行使を伴う集団安全保障への参加を想定）
- 4、今後の国内法整備の進め方

●真実がわかる 明日が見える—「しんぶん赤旗」をぜひお読みください。（日刊紙3497円/日曜版823円）